

株 主 各 位

第66回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項  
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社マツオカコーポレーション

# 目次

## 1. 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項	1 頁
会計監査人に関する事項	2 頁
業務の適正を確保するための体制及び運用状況	3 頁

## 2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	6 頁
連結注記表	7 頁

## 3. 計算書類

株主資本等変動計算書	21 頁
個別注記表	22 頁

上記事項は法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.matuoka.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

## 事業報告

### 1. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
2016年3月9日開催の取締役会決議による新株予約権

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| ① 新株予約権の払込金額          | 払込を要しない  |
| ② 新株予約権の行使価額          | 1個につき482,000円<br>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 |
| ③ 新株予約権の行使条件          |  |
| ④ 新株予約権の数             | 150個   |
| ⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式75,000株<br>(新株予約権1個につき500株)  |
| ⑥ 新株予約権の行使期間          | 2018年3月19日から2026年2月18日まで   |
| ⑦ 当社役員の保有状況           |  |

	名称	個数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第1回新株予約権	26個	1名

- (注) 1. 当社は2017年9月15日開催の取締役会決議により、2017年10月18日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の行使価額は964円、新株予約権1個につき目的となる株式の数は500株となっております。
2. 社外取締役及び社外監査役には新株予約権を付与しておりません。

- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 2. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 64百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、茉織華実業（集団）有限公司ほか15社は、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。なお、一部の重要な子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているDeloitte Tohmatu Limitedのメンバーファームの監査を受けております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、重要事項を決定すると共に、取締役の業務の執行を監督する。
  - ② コンプライアンスに関わる規程に基づき、委員会等を設置し、コンプライアンス活動を推進する。
  - ③ 内部通報制度の整備により、社員等から法令違反行為の情報提供を受け付けると共に、社内相談窓口を設け、コンプライアンス体制の強化・充実を図る。
  - ④ 社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況等について、定期的に内部監査を実施する。
  - ⑤ 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
  - ① 社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
  - ② 取締役会の諮問機関として、過半数が社外役員で構成される指名報酬委員会を設置する。取締役及び監査役等の選解任に関する基本方針・基準・選定手続等、並びに取締役等の報酬に関する事項の審議を行い、その結果を取締役に答申する。
  - ③ グループ全体の経営の基本方針及び経営活動を推進し、重要事項の協議検討、取締役会に次ぐ業務執行の意思決定機関として、「経営会議」を設置し、定期的に開催する。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
経営に関する重要文書や重要情報等について、法令及び社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスクマネジメントに関わる規程を整備し、委員会等を設置し、リスク管理体制の整備を推進する。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 子会社管理・報告体制
    - ・グループ会社管理の主管部署を定め、グループ会社経営に関する社内規程に従い、経営管理・経営指導を行う。
    - ・子会社の経営状況について、当社経営陣に対して直接報告される会議を設置し、定期的に開催する。
  - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社に対し、事業内容・規模等を考慮の上、リスクマネジメント体制の構築を指導し、定期的に活動状況の報告を受けることにより、グループ全体のリスクを管理する。

- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ・子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。子会社の経営上重要事項に関しては、当社の事前承認を要する事項及び当社への報告を要する事項を取り決める。
    - ・連結ベースでの経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたる。
  - ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ・「VMV (Vision・Mission・Values)・行動基準」を当社グループ共通の基準として子会社に周知し、子会社に対して所在国における法令等を勘案し経営環境に応じた行動規範や各種規程の制定を求める。
    - ・子会社の取締役等及び従業員による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備する。
- (6) 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役等、従業員及び子会社の監査役は、当社監査役に対し報告すべき法定の事項に加え、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
  - ② 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わないことを確保する。
- (7) 監査役職務の執行について生じる費用・債務の処理方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (8) 監査役職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役の求めがある場合、監査役職務を補助すべき専任スタッフを配置するものとし、その人事については、監査役と事前に協議を行う。
  - ② 監査役専任スタッフは、監査役の指示に従ってその職務を行う。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は重要な決定及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席するほか、取締役とのミーティング、子会社への往査を実施し、会計監査人と相互に連携を図る。
  - ② 内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、情報交換及び連携を図る。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「反社会的勢力排除規程」で定め、反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、不当・不法な要求には一切応じないものとする。「反社会的勢力対応マニュアル」を役員・従業員に周知徹底し、反社会的勢力に対する対応は管理部門と連携し、必要に応じて、早期に顧問弁護士や警察等に相談し適切な措置を講ずる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務に適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役会規則に基づき取締役会を開催し、重要事項を決定すると共に取締役の職務執行を監督し、適法性を確保しました。当社とは利害関係を有しない社外取締役が取締役会に参加し、取締役の職務執行の適正性の確保及び効率性の向上を図りました。また、指名報酬委員会は取締役会からの諮問事項に答申しております。さらにはコンプライアンス・リスク管理委員会は従業員に法令遵守についての研修等を実施し、コンプライアンス及びリスク管理への意識の浸透と定着を図りました。
- (2) 役員及び幹部社員をメンバーとする経営会議を原則月1回開催し、当社及び当社グループ全体の経営の基本方針や重要事項の協議・検討等を行いました。子会社の経営状況・活動状況については、原則月1回会議を開催して当社役員に報告されると共に、当社から子会社に取締役及び監査役を派遣することにより業務の適正性を確保しました。
- (3) 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席を通じて、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しました。また、会計監査人及び内部監査室と双方向的な情報交換を実施することで内部統制システム全般をモニタリングし、効率的な運用について助言を行いました。
- (4) 社長直轄の内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しました。

---

本事業報告に記載の金額及び数量は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	581	2,547	21,005	△746	23,388
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△391		△391
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			559		559
新 株 の 発 行	2	2			5
自 己 株 式 の 処 分		△7		20	12
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	2	△5	167	20	184
当 期 末 残 高	584	2,541	21,173	△726	23,573

	その他の包括利益累計額						非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	他 券 価 金 繰 上 損	繰 上 損 延 シ 益	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 額 計		
当 期 首 残 高		17	-	718	△59	675	2,504	26,568
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△391
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								559
新 株 の 発 行								5
自 己 株 式 の 処 分								12
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	15	△11	2,604	△4	2,604	86		2,690
連結会計年度中の変動額合計	15	△11	2,604	△4	2,604	86		2,875
当 期 末 残 高	33	△11	3,322	△64	3,280	2,590		29,444

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社 24社

主要な連結子会社の名称

茉織華実業(集団)有限公司、上海茉織華服飾有限公司、浙江茉織華貿易有限公司、嘉興茉織華華為制衣有限公司、嘉興德永紡織品有限公司、宿遷茉織華服装有限公司、TM Textiles & Garments (HK) Ltd.、MYANMAR POSTARION CO.,LTD、MK APPARELS LTD.、TM Textiles & Garments Ltd.、ISHUWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD、PHU THO MATSUOKA CO.,LTD、BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD、JDT VIETNAM CO.,LTD、AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD、THANH CHUONG MATSUOKA GARMET CO.,LTD、PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA

THANH CHUONG MATSUOKA GARMET CO.,LTDを新規設立、宿遷茉織華服装有限公司を完全子会社化したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

嘉興茉織華漂洗有限公司は、清算終了に伴い連結の範囲から除外しております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 0社

持分法を適用した関連会社の数 5社

主要な会社等の名称 江蘇茉織華服飾集団有限公司

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

特記すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MYANMAR POSTARION CO.,LTDの決算日は9月30日、その他の連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、MYANMAR POSTARION CO.,LTDは連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社は同社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 当社は定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。  
在外子会社は定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 10年～45年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～8年   |
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

顧客との契約に基づき製品を引き渡すことを履行義務として識別しており、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

ただし、国内販売については、出荷から納品までの期間は1～2日間であり、これは「通常の期間」であるため、製品の出荷時点において収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…原材料輸出による外貨建債権、製品輸入による外貨建仕入債務、外貨建予定取引

b. ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金

c. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(ハ)ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替リスクを回避する目的で為替予約取引等、金利上昇リスク及び為替リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引、金利上昇リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率により有効性を評価しております。なお、ヘッジ対象の外貨建予定取引とヘッジ手段が同一通貨の為替予約及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

**(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)**

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これにより、顧客から有償支給される資材代金について、従来は有償支給された資材代金を売上原価として処理する方法によっておりましたが、有償支給された資材代金を取引価格から減額する方法に変更しております。

また、顧客との約束が他の当事者を通じて行われる履行義務である場合、従来は他の当事者との取引価格で収益を計上する方法によっておりましたが、顧客との取引価格で収益を計上し、他の当事者の得る額は支払手数料として処理する方法に変更しております。

2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当連結会計年度の売上高は2億53百万円、売上原価は3億35百万円減少し、販売費及び一般管理費は81百万円増加しております。ただし、利益剰余金の当期首残高に反映されるべき累積的影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

#### 1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

#### 2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 固定資産の評価

##### (1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

有形固定資産	13,750
無形固定資産	1,942
減損損失	—

##### (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

###### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法及び(5)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ②のれんの償却方法及び償却期間」に記載のとおり、有形固定資産及び無形固定資産は定期的に減価償却しております。

固定資産の減損会計の適用にあたっては、主として会社別にグルーピングを行い、収益性が低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該金額を減損損失として計上しております。

###### ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

収益性の低下の評価に用いる将来キャッシュ・フローは、各社及び各工場の事業計画等に基づき見積もっております。

事業計画等では、将来の受注見込みや、海外工場での人件費を中心とした費用の見積りに一定の仮定をおいており、その仮定には不確実性が伴っております。

###### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の仮定について、経営環境の変化等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響)

新型コロナウイルス感染症の影響で、世界的な物流混乱とそれに伴う資材供給の制約、工場の一時的な操業制限や稼働停止によって工場稼働率の低下するなど、当社グループは厳しい状況が続きました。

当連結会計年度末においては、入手可能な情報に基づき、2023年3月まではその影響が継続すると仮定して会計上の見積りを行っております。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	100百万円
建物及び構築物	254百万円
土地	213百万円
無形固定資産（土地使用権）	278百万円
計	847百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,166百万円
1年内返済予定の長期借入金	267百万円
長期借入金	3,212百万円
計	5,646百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 10,491百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,081,900株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	391	40	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 392百万円
- ② 1株当たり配当額 40円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 109,500株



## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に衣料品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、社内規程に従い、取引先の信用状況を定期的に確認し、取引先毎の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であるため、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、社内規程に従い、貸付先の信用状況を定期的に確認し、取引先毎の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替相場の変動リスクに晒されているものの、必要に応じて為替予約を利用することによりヘッジしております。

借入金は、主に運転資金及び国内外投資に係る調達資金であり、このうち一部の借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、取引権限等を定めた社内規程に従って実需の範囲内で行っております。また、デリバティブ取引の利用に際しては、契約先を信用度の高い取引先に限定することで信用リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	117	117	－
(2) 長期貸付金	1,369		
貸倒引当金 (*3)	△1,369		
	－	－	－
資産計	117	117	－
(1) 長期借入金 (*4)	5,205	5,200	5
負債計	5,205	5,200	5
デリバティブ取引(*5)	(15)	(15)	－

(\*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表の計上額は以下のとおりであります。

非上場株式等 114百万円

(\*3) 長期貸付金に個別で計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*4) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(\*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	2	－	115	117
デリバティブ取引				
通貨関連	－	16	－	16
資産計	2	16	115	134
デリバティブ取引				
金利関連	－	32	－	32
負債計	－	32	－	32

## (2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	5,200	—	5,200
負債計	—	5,200	—	5,200

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

投資有価証券は上場株式及び関連会社出資金等になります。

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

関連会社出資金等は、純資産に基づく評価技法で算定しており、重要な観察できないインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期貸付金

長期貸付金は破綻懸念先等に対する債権であり、回収見込額に基づいて貸倒引当額を算定しております。このため、時価は長期貸付金計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該金額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

## 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、複数国の海外生産拠点によってアパレルOEM事業を営んでおり、グローバルな拠点展開がビジネスモデルの基盤であることから、顧客との契約から生じる収益を製品の生産国別に分解して記載しております。

なお、当社グループの報告セグメントは、アパレルOEM事業のみの単一セグメントであります。

(単位：百万円)

生産国	売上高
中国	25,357
バングラデシュ	14,199
ベトナム	7,930
ミャンマー	1,982
インドネシア	1,586
顧客との契約から生じる収益	51,056
その他の収益	—
外部顧客への売上高	51,056

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、アパレルOEM事業を営んでおり、アパレルメーカー、商社及び量販店からの発注を受け、アパレル製品の製造及び販売を行っております。

顧客との契約に基づき製品を引き渡すことを履行義務として識別しており、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

ただし、国内販売については、出荷から納品までの期間は1～2日間であり、これは「通常の期間」であるため、適用指針98項を適用し、製品の出荷時点において収益を認識しております。

アパレル製品に関する取引の対価は、製品の受け渡し後6か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

なお、一部顧客との取引で、アパレル製品の製造に使用する資材を有償で支給されている契約があり、この資材代金は、取引価格から減額しております。

また、顧客との約束が他の当事者を通じて行われる履行義務である場合、顧客との取引価格で収益を計上し、他の当事者の得る額は支払手数料として処理しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形	1,014
売掛金	6,208
	7,223
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	791
売掛金	7,197
	7,988

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年以内の契約のみであるため、実務上の便法を適用し、当該注記の対象に含めておりません。

(1) 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,739円57銭
1 株当たり当期純利益	57円06銭

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	581	575	2,116	2,691	15	1,500	13,684	15,199	△746	17,726
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△391	△391		△391
当期純損失							△193	△193		△193
新株の発行	2	2		2						5
自己株式の処分			△7	△7					20	12
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	2	2	△7	△5			△584	△584	20	△567
当 期 末 残 高	584	577	2,108	2,686	15	1,500	13,099	14,614	△726	17,159

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	17	－	17	17,743
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△391
当期純損失				△193
新株の発行				5
自己株式の処分				12
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	6	△11	△4	△4
事業年度中の変動額合計	6	△11	△4	△571
当 期 末 残 高	23	△11	12	17,172

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                     |                                      |
|---------------------|--------------------------------------|
| ① 関係会社株式            | 移動平均法による原価法                          |
| ② その他有価証券           |                                      |
| 市場価格のない株式等<br>以外のもの | 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法） |
| 市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法                          |

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

- |        |     |
|--------|-----|
| デリバティブ | 時価法 |
|--------|-----|

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- |               |  |
|---------------|--|
| 商品・製品・仕掛品・原材料 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 貯蔵品           | 最終仕入原価法                                      |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- |        |         |
|--------|---------|
| 建物     | 15年～38年 |
| 工具器具備品 | 4年～8年   |

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していません。



#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当社は退職給付引当金及び退職給付費用の算定に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

顧客との契約に基づき製品を引き渡すことを履行義務として識別しており、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

ただし、国内販売については、出荷から納品までの期間は1～2日間であり、これは「通常の期間」であるため、製品の出荷時点において収益を認識しております。

## 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の処理

#### (イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

#### (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

##### a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…原材料輸出による外貨建債権、製品輸入による外貨建仕入債務、外貨建予定取引

##### b. ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金

##### c. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

#### (ハ)ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替リスクを回避する目的で為替予約取引等、金利上昇リスク及び為替リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引、金利上昇リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

#### (ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率により有効性を評価しております。なお、ヘッジ対象の外貨建予定取引とヘッジ手段が同一通貨の為替予約及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

### (2) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却をしております。

## (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

### 1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これにより、顧客から有償支給される資材代金について、従来は有償支給された資材代金を売上原価として処理する方法によっておりましたが、有償支給された資材代金を取引価格から減額する方法に変更しております。

また、顧客との約束が他の当事者を通じて行われる履行義務である場合、従来は他の当事者との取引価格で収益を計上する方法によっておりましたが、顧客との取引価格で収益を計上し、他の当事者の得る額は支払手数料として処理する方法に変更しております。

### 2. 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当事業年度の売上高は2億53百万円、売上原価は3億35百万円減少し、販売費及び一般管理費は81百万円増加しております。ただし、利益剰余金の当期首残高に反映されるべき累積的影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

### 1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

### 2. 計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	100百万円
建物	174百万円
土地	213百万円
計	488百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,166百万円
1年内返済予定の長期借入金	267百万円
長期借入金	3,212百万円
計	5,646百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 636百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	627百万円
長期金銭債権	2,905百万円
短期金銭債務	910百万円

**(損益計算書に関する注記)**

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

商品売上高	354百万円
原材料有償支給高	2,246百万円
製品仕入高	13,285百万円
その他	686百万円
営業取引以外の取引による取引高	176百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数	
普通株式	279,837株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	9百万円
貸倒引当金	537百万円
減損損失	103百万円
関係会社株式等評価損	1,068百万円
会員権評価損	23百万円
退職給付引当金	50百万円
役員退職慰労引当金相当額	81百万円
その他	205百万円
繰延税金資産小計	2,079百万円
評価性引当額	△1,731百万円
繰延税金資産合計	347百万円

繰延税金負債

その他	△36百万円
繰延税金負債合計	△36百万円
繰延税金資産の純額	311百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	上海茉織華服飾有限公司	アパレルOEM事業	(所有) 直接 25.0 間接 75.0	製造委託	製品等の仕入 (注) 1	5,618	買掛金	328
	An Nam Matsuoka Garment Co.,Ltd	アパレルOEM事業	(所有) 直接 100.0	製造委託	資金の貸付の増減	500	関係会社長期貸付金	546
					増資の引受 (注) 2	1,699	-	-
	MYANMAR POSTARION CO.,LTD	アパレルOEM事業	(所有) 直接 100.0	製造委託	資金の貸付の増減	△9	関係会社長期貸付金 (注) 3	360
					運転資金の補填	-	関係会社長期未収入金 (注) 3	371
	Matsuoka Apparels Ltd	アパレルOEM事業	(所有) 直接 100.0	製造委託	運転資金の補填	-	関係会社長期未収入金 (注) 4	518
	BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	アパレルOEM事業	(所有) 直接 100.0	製造委託	資金の貸付の増減	120	関係会社長期貸付金 (注) 5	507
	MK APPARELS LTD.	アパレルOEM事業	(所有) 間接 100.0	製造委託	製品等の仕入 (注) 1	1,374	前渡金	899
	ISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD.	アパレルOEM事業	(所有) 直接 100.0	製造委託	資金の貸付の増減	48	関係会社長期貸付金	509
増資の引受 (注) 2					620	-	-	
TM Textiles & Garments (HK) Ltd	アパレルOEM事業	(所有) 直接 65.3	役員 の兼任等	資金の貸付の増減	△742	関係会社長期貸付金	-	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。  
 2. 増資の引受については、同社が行った増資を当社が引き受けたものであります。  
 3. 同社への関係会社長期貸付金、長期未収入金に対し、382百万円の貸倒引当金を計上しております。  
 4. 同社への関係会社長期未収入金に対し、440百万円の貸倒引当金を計上しております。  
 5. 同社への関係会社長期貸付金に対し、422百万円の貸倒引当金を計上しております。

**(収益認識に関する注記)**

- ・収益を理解するための基礎となる情報  
連結計算書類と同一であります。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たり純資産額	1,751円88銭
1株当たり当期純損失(△)	△19円71銭